

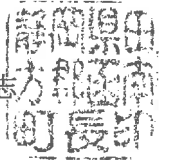


森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により、函南町森林整備計画を変更したいので、次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、函南町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、函南町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 月 28 日

函 南 町 長 仁 科 喜 世 志



1 縦覧に供する書類 函南町森林整備計画書変更（案）

2 縦覧期間 自 令和 8 年 1 月 28 日
 至 令和 8 年 2 月 27 日

※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 縦覧場所 函南町役場建設経済部産業振興課

4 意見書の提出先 函南町役場建設経済部産業振興課